

少子化対策に関する提言

少子化対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 子ども・子育て支援新制度について

- (1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づき総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超の財源を確実に確保すること。
また、新制度の本格施行に向け、引き続き都市自治体と丁寧な協議を行い、その意見を十分反映すること。
- (2) 利用者、事業者及び都市自治体子ども・子育て支援新制度に円滑に移行できるよう、利用者等に対する周知と都市自治体への速やかな情報提供に努めること。あわせて、移行に伴う都市自治体の事務負担の軽減を図るとともに、事務的経費等について必要な財政措置を講じること。
- (3) 公定価格について、すべての施設の安定的運営を図るとともに、都市自治体や利用者の負担増を招かないよう、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。
- (4) 利用者負担について、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。特に、多子世帯の保護者負担の軽減を図るため、一層の支援措置を講じること。
- (5) 総合的な子育て支援施策の推進に当たっては、国の所管を一本化すること。
- (6) 保育士の処遇改善を図るため、公定価格における処遇改善等加算について、現行の民間施設給与等改善費と保育士処遇改善臨時特例事業等を踏まえ、十分な財政措置を講じること。
- (7) 幼保連携型認定こども園への移行を促進するため、施設整備費や運営費について十分な財政措置を講じるとともに、移行に伴う都市自治体の事務負担の軽減を図ること。

2. 未婚化・晩婚化・晩産化に対応するため、結婚・妊娠・出産・子育ての「切れ目ない支援」に取り組む都市自治体に対し、財政支援の充実を図るとともに、技術的・人的支援を講じること。

また、地域少子化対策強化交付金について、地域の実態を十分に踏まえ、対象事業

の拡充を図るとともに、財政措置を講じること。

3. 安心こども基金について、子ども・子育て支援新制度施行後も必要な財源を確保したうえで継続するとともに、当該基金の対象事業の拡充を図ること。

4. 児童手当等について

(1) 児童手当について、支給に係る都市自治体の負担軽減を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 児童手当からの特別徴収について、真に実効性のある制度とすること。

(3) 児童手当の資格認定の在り方について、見直しも含めて検討すること。

(4) 児童手当の財源について、都市自治体が地域の実情に応じて活用できるよう検討すること。

5. 保育対策について

(1) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図ること。

(2) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、保育所運営費等について地域の実情に即した十分な財政措置を講じるとともに、児童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。

また、病児・病後児保育等を安定的に実施できるよう財政措置の拡充を図ること。

(3) 保育所等における食物アレルギー事故防止や感染症等への対応に向けた都市自治体の取組みに対し、財政措置を講じること。

(4) 保護者負担の公平性等を確保するため、口頭や文書による徴収事務を認可私立保育所へ委託できるよう児童福祉法等の改正を図ること。

(5) 公設民営の保育所について、保育士の処遇改善を図るとともに、私立保育所と同様の財政措置を講じること。

(6) 幼稚園を指定管理者制度の対象とすること。

6. 放課後児童対策等について

(1) 「放課後児童健全育成事業」及び「放課後子ども教室推進事業」について、一体的に推進できる体制を整備するとともに、運営実態にあわせた財政措置の拡充を図ること。

(2) 「放課後児童健全育成事業」について、対象年齢の拡大を踏まえ、財政措置の拡充を図ること。

また、放課後児童支援員数や補助基準における開設日数・児童数・障害児受入促進事業等について、地域の実態に対応した運営が可能となるよう、放課後児童対策の更なる充実を図ること。

(3) 民間児童館等について、地域の実情に応じた運営が可能となるよう、十分な財政措置を講じること。

7. ひとり親家庭への支援施策について

(1) 児童扶養手当について、所得制限限度額を緩和し、一部支給停止措置を見直すとともに、十分な財政措置を講じること。

また、児童扶養手当と公的年金の併給調整について、手続きの簡素化を図ること。

(2) 高等職業訓練促進給付金等事業について、十分な財政措置を講じるとともに、制度の拡充を図ること。

(3) ひとり親家庭に対する就業支援として、母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援の充実を図ること。

(4) ひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。

(5) 婚姻歴のない未婚の母子家庭の母及び未婚の父子家庭の父に対しても寡婦（夫）控除を適用すること。

また、母子家庭と父子家庭が同様の取扱いとなるよう、見直しを行うこと。

8. 児童虐待防止対策について

(1) 児童家庭相談援助について、地域の実情に応じ、専門職等の人材配置を充実させ、機能の拡大・強化を図ることにより、児童虐待等に適切に対応するため、財政措置の拡充を行うなど、必要な措置を講じること。

(2) 家庭的養護の推進のため、児童養護施設等の設備運営基準等について適切な見直しを行うとともに、十分な財政措置を講じること。

(3) 居住実態が把握できない児童について、自治体間で情報共有が可能となるよう、全国的な仕組みを構築すること。

9. 既にほとんどの自治体が単独事業として実施している子どもの医療費助成制度は、我が国の人口減少社会への対策として本来国が行うべきものであることを踏まえ、国

の責任において制度化すること。

10. 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、十分な財政措置等を講じること。
11. 食物アレルギー事故防止のため、食事療法のガイドラインを作成するとともに、妊婦健康診査時における適切な指導・相談の仕組みを構築すること。
12. 特別養子縁組を成立させるための監護期間において、養親となる者が育児休業を取得できるよう、必要な法整備を行うこと。
13. 東日本大震災関係について
津波浸水区域外への保育所の移転を早急に進めるため、特定被災区域における安心こども基金による保育所等の複合化・多機能化推進事業を継続すること。